

## 明治初期、宮城県の学事関係文書による女子教育と裁縫科の設置（その一）

高野俊

はじめに

周知のように、明治五年の「学制」は、四民平等、男女共通教育を指示したが、当時の民衆の生活実態や生活意識からくる女子教育に対する見かたや期待から余りにもかけ離れていたこと、および強制的な行政措置への反発や批判から女子の就学率は極めて低かった。そのため女子教育振興策として、女児小学の開設や裁縫科の設置など特別の措置がとられたのである。それは反面では「学制」の理念たる男女共通教育の原則を実際的に崩すことになり、いわゆる「裁縫」が女子固有の教科に定着していく端緒となつて、その後の男女差別の教育と深い関わりをもつていくことになる。

従来の女子教育(史)研究においては、この時期、すなわち明

治五年から明治十年代までの女子教育の実態、とりわけ女児小学校や裁縫科の実態について全国的規模で詳細に調査した先行研究は皆無であった。筆者はこれまで、この研究の足掛りとして、千葉県下の女児小学と裁縫教育の調査研究を続けてきた。それらの結果は極めて不十分ではあるが、「明治初期の女子教育と千葉県の裁縫教育」(『和洋女子大学紀要』第二十四集、一九八三年)と、「明治初期千葉県の女児小学と裁縫科の設置」(『日本教育史研究』第三号、一九八四年)にまとめられ、さらに一九八六年の教育史学会第三〇回大会、翌年の三一回大会で発表を続けてきた。それらの学会発表の内容は、「明治初期千葉県の女児小学——女児小学規定と設立状況——」(『和洋女子大学紀要』第三十一集、一九九一年)に、その一部をまとめて発表している。また、一九九一年の教育史学会第三五回大会では、女児小

学設置の全国的実態を明らかにするため、主に「文部省年報」に依つて調査・分析した結果を報告した。

千葉県について多くの課題が残されている点は自覚しながらも、女児小学と裁縫科に関する実態調査が全国的には未解明である点を踏まえて、今回は宮城県が明治九年から十二年にかけて女子教育の振興策として導入した裁縫科の設置状況を、主として宮城県立図書館所蔵の県庁学事関係文書、約五十冊を精査することで明らかにしようと試みたのである。

宮城県では当時、千葉の渡辺辰五郎と並び称された近代裁縫教育の先駆者・朴沢三代治が存在し、県の裁縫教育仮規則の制定や裁縫教員の養成に積極的に関与していることもあり、ここで裁縫教育の開始と展開がもつてている歴史的意義を明らかにしたいと意図しているが、千葉県下の事例との比較研究は今後の課題として、本稿では、とりあえず、宮城県における裁縫教育の開始・展開に関する重要な史料を簡単な解説を加えて紹介することにしたい。

宮城県の裁縫教育についての先行研究には、千葉昌弘氏の論文、「明治初期宮城県の女子教育と（初代）朴沢三代治」（仙台大学紀要）第八集、一九七六年）がある。この論文は宮城県学事関係文書や文部省年報に基づいて記述されているが、なおこれら資料の全体的活用という点では不十分さがあり、また裁縫教育開始の先鞭をつけた仙台の培根小学校の建言書と裁縫科仮規則、次いで県当局が明治十年七月に布達した「裁縫科仮規則」については、その存在を指摘するにとどまっている。

前述したように、今回の調査により、千葉県の事例では必ずしも明確でない点を明らかにする多くの史料が発見された。例えば各小学校の裁縫科設立の意図、各校独自の仮教則、裁縫課程、裁縫科教員の人選・任命の状況、生徒の人数と年齢などである。また別に分類されるべき未就学女子のための「裁縫科設立願」や「娼妓教育授産誘導之建白」等の史料も発見されたのである。これら諸史料の分析から裁縫科の設置・展開内容を具体的に知り得ることができたので、一九九二年度の教育史学会第三六回大会において、「近代初頭、小学校教育における裁縫科の設置と展開に関する一研究——宮城県下を事例として——」のテーマで発表を行なった。

今回、これら多量の史料を全て掲載することは到底無理なので、まず（その一）として、裁縫教育が開始された明治九年六月から県の仮教則が布達された十年七月までの設置状況に限つて、簡単な解説付きで紹介することにした。

以下、史料の内容により大きく三つに分類した形で史料の原文そのものを列挙していくこととする。その三分類とは次の通りである。

# ①宮城県における裁縫教育の嚆矢——培根小学校（史料①）

5

## （二）琢玉小学校の裁縫科設置と県の仮教則制定との関連——朴

沢三代治の関与（史料⑥～⑨）

三県の仮教則発布までの設置状況の特徴——各校独自での仮

教則制定  
(史料 10) (17)

## 資料 宮城県下の裁縫科設置状況一覧

よつて作成

## 〈史料紹介〉明治初期、宮城県の学事関係文書にみる女子教育と裁縫科の設置（高野）

この後、県の仮教則に照準して裁縫科を設置した小学校が十

二年五月までの間に二七校も存在するが(一覧表参照)、これら

の史料は(その二)として紹介したいと考えている。尚、今回

調査した史料に基づいて作成した「宮城県下の裁縫科設置状況  
一覧表」を参照までに掲げておきたい。

### 史料解説

#### ①宮城県における裁縫教育の嚆矢——培根小学校

##### 〈史料①〉 培根小学校に裁縫科設置

ている。

##### 〈史料②〉 培根小学校の裁縫教師履歴 〈史料③〉 培根小学校の裁縫教員辞令

裁縫科設置に伴なう裁縫教員の雇入れについては、県当局にとつても困窮をきわめる問題であり、適当な教員がみつからないために設置不可能な学校も多かった。培根小学校では裁縫科開設時から十年三月までの十か月間、本校助教の新妻龍代が兼務していたが、正課授業との兼合いが難しくなり、代りに伊庭

いさ(三十三才)を採用している。伊庭は本校生徒係兼世話掛の妻で、「一通之单衣仕物モ出来教授モ相応行届」というのが推挙の理由である。給料は本課授業料の内から月々五拾錢、外に裁縫生の授業料より志次第の金額を足し加えるとしている。

史料③は十一年四月に学区取締と区長の連名で提出した裁縫教員辞令伺書である。同該区の時習小学校の教員人撰に関わるものである。「裁縫科仮教則」では科目を六級に分け毎級五か月間の習業とし、毎級卒業の者は試験を経て昇級、習業時間は正課後の一日二時間と定め、その分の正課時間を短縮して四時間としている。裁縫内容は第六級の運針・解き物から始まり、木綿の単衣・袴・袴<sup>わたぐる</sup>入の実物仕立て、さらに二級・一級では紬物、綿帛、袴、帯等の縫い方まで段階的に習得させるように配慮し

て間に合わせていきたいと願い出でている。朴沢が裁縫教員の養成と派遣に関与している事実と、学校および学区担当者が裁縫教員の確保に苦慮している様子がうかがわれる史料である。

#### 〈史料④〉 培根小学校の概要

この記録は明治十一年に書かれたものである。本校は明治六年七月二十四日、仙台北六番丁に四番小学校として開校、初代校長は矢野成文で、生徒数二二一名であった。同九年四月には木町通北四番丁に校舎を新築し培根小学校と雅称した。史料のごとく、十一年には生徒数五四九人に増え、その内女生徒数一七八名、教員数二十名という大規模校である。裁縫科生徒は十歳以上を対象とし、五級から八級まで合せて六九名在籍している。

#### 〈史料⑤〉 培根小学校の変則裁縫科上申

明治十一年九月、培根小学校三等訓導、若生精一郎は学区取締と連名で当時の県権令宮城時亮に対し、変則裁縫科設置の請願書を提出した。若生は在職中から民権運動と関わりをもつた教師であるが、当時、女子の不就学の多い原因が、家庭の貧困や他人の家に雇われて子守などの労働に従事せざるを得ない状況にあるとして、そのような女子が児を負ったまま裁縫科に来学でき、また放課後、修身・育児法・養生法・珠算等を無月

謝で教授する旨上申している。

以上、培根小学校の裁縫科設置と展開について概説してきたが、この先駆的施行がモデルとなり契機となつて、以後、県下仙台および各郡部の小学校においても次々と設置の動きがみられるようになつたのである。

#### ①琢玉小学校の裁縫科設置と県の仮教則制定との関連 ——朴沢三代治の関与

#### 〈史料⑥〉 琢玉小学校に裁縫科設置

培根小学校に次いで裁縫教育を始めたのは、朴沢三代治がその開設当初から裁縫専務の助教として関わつた仙台の琢玉小学校である。裁縫科は九年八月に仮設置されたが、その後「生徒多数ニ相成教授方法も稍其當を得堯派之学科を相為」として、十年六月、「裁縫科仮教則」を定め県の認可を得るべく上申している。

培根小学校の教則と大きく異なる点は、科目を八級とし毎級六ヶ月の修業であること、裁縫の科目内容がかなり計画的で、羽織・夜具・帷子・小兜帯・男女帯・巻物類まで含む高度な技術を習得させようと試みていることである。これは「袴帯専門」の仕立師である朴沢の実践から考案された教授内容であつた。

### 〔史料⑦〕 裁縫科仮教則認可及布達

この史料に見ることく、琢玉小学校の上申が認可された十年七月に、県達の「裁縫科仮教則」が布達されたが、それは琢玉小学校が届出した教則をそのまま援用したものであった。この事実は新しい発見である。培根・琢玉小学校を初めとして後掲する塩釜・黒澤・諄誘小学校等においても裁縫科設立がみられると、県当局もこの動向と要求に対応せざるを得なくなつた。一応文部省に稟議し、その指揮を得たので挙行するとして、まずもつて繁盛の場所より取り設けていく方針を示している。以後、各校において裁縫科を設置する場合はこれに照準すること、また既に設立の学校もこれに照準し、地方の事情によつて変更する場合や教員・経費等の儀については伺いを経て着手するようとにと指示している。

### 〔史料⑧〕 琢玉小学校の裁縫教員辞令伺

朴沢三代治は、仕立師の技術と裁縫教育の実践者としての経験が認められ、十年八月から仙台師範学校の裁縫科教師に招かれている。それゆえ琢玉小学校では補佐役として兼務することになり、その後任として、これまで手伝つてきた弟子の甲田みどりを助教に昇格させ、大石こしほを助教補に推薦している。次いで十年十二月には、高弟甲田みどりを師範学校に抜擢する

と、大石こしほを助教に昇格させ、同校生徒の姉、小梨はま（十三才）を助教補として起用しているのである。

これら琢玉小学校の裁縫教員の動きと採用に朴沢が私塾の門下生を送つていた事実と、裁縫科設立來、補助役として指導誘掖に努めた形跡を見ることができよう。

### 〔史料⑨〕 琢玉小学校の概要

この記録は明治十一年に書かれたものである。本校は明治六年七月七日に仙台の七番小学校として開校、九年四月には琢玉小学校と改称されている。児童数二七二名、八学級編成の規模であつたが、史料にみられるように、十一年には児童数が三七〇名に増え、その内女生徒数は一七四名、教員は校長の矢吹薰を始め二〇余名の大規模校である。裁縫科生徒は十歳以上を対象とし、四級から八級まで合せて四一名在籍している。裁縫担当教員が兼務二名、専務者二名在職したことは他校にはみられない事実である。

これら琢玉小学校における裁縫教育の実際は、県当局がその施策に積極的に取り組む直接の契機となり裁縫教育全体の進展に多大な影響と貢献とを与えたものといえよう。前述した朴沢の関与と功績についても、これまであまり正確には知られていないことである。

### ③県の仮教則発布までの設置状況の特徴

#### ——各校独自での仮教則制定

##### 〈資料⑩〉 塩釜小学校に裁縫豫科設置

明治十年に入ると各校独自で「裁縫仮教則」を定めて裁縫科を設置する学校が現われる。第二中学区宮城郡の塩釜小学校では、十年四月九日付けで「裁縫豫科」の設置を願い出ている。その設置事由として、裁縫が女子にとって緊要のものであり、生徒の父兄のみならず其の他の多くの民衆も希望していること、また、女子の就学者が増えれば学校が一層盛大になると上申している。裁縫教員の月給は当分一円とし女生徒の授業料と教員一統より資を加えて支給すること、授業時間は正課後の二時間と定めている。「裁縫授業規則」では八級から一級とし、素縫運針から始め一級の袴仕立までの授業内容となつていて、この内容は培根・琢玉小学校のそれとは多少異なり両者を折衷したようと思えるものであり、培根小学校の内容を一タイプ、琢玉小学校を二タイプとすれば、塩釜小学校の内容は三タイプとして分類できる。

##### 〈史料⑪〉 塩釜小学校変則裁縫入校願

この史料は十一年九月、十一・十三・十六歳の学齢超過女子四名が、裁縫のみの専門生、つまり変則裁縫生として入校した

旨、証人としての保護者名で塩釜小学校に願い出たものである。

##### 〈史料⑫〉 塩釜小学校の概要

この記録は明治十一年に書かれたものである。生徒数と教員数のみを掲げた簡単な記録で概要の多くを知ることができない。塩釜小学校の生徒数は下等生のみ百九十一名、うち男が百五十六名、女三十五名であるが、裁縫科生徒数は記載されていない。前掲史料の四名のみであるのか不明であるが、裁縫科専務教員（准助教）の橋本みよしが在職している。

##### 〈史料⑬〉 黒澤小学校に裁縫豫科設置

塩釜小学校に続き、第四中学区加美郡の黒澤小学校でも、十一年四月二十八日付で「裁縫豫科」の設置を願い出ている。在籍女児十五名のために裁縫豫科を設けたく、本校世話掛の妻、錦戸ヨネズ（二十三才）を裁縫専務の助教補に任命している。「裁縫豫科教授手續」の内容は塩釜小学校の「裁縫授業規則」と全く同じであり、明らかに参考にして定めたものとわかる。

##### 〈史料⑭〉 黒澤小学校の新築願

〈史料紹介〉明治初期、宮城県の学事関係文書にみる女子教育と裁縫科の設置（高野）

て校舎を新築した旨願い出ている。学校の教員、村扱・戸長はじめ有志の人々も賛同・協力しての大事業である。別紙の「図」では、四教場の外に裁縫場が設けられている。新築の校舎に裁縫場を設置した例として宮城県下では最も早いものであると思われる。

#### 〈史料⑯〉 講説小学校に裁縫科設置

第四中学区玉造郡の岩出山村、講説小学校では十年七月六日付けで、裁縫科設置と裁縫科助教補、伊達波那の人撰について上申した。上申書に添付した「裁縫課業表」は、提出六日後の七月十二日に認可される。講説小学校独自で定めた裁縫規則では、科目を六級に分け毎級四か月間の習業、毎級卒業者は試験を経て昇級、習業時間は一日二時間と定めている。課目内容をみると六級から四級までは培根小学校の教則と同様であるが、三級から一級までは巻物類・比翼仕立を加えるなど多少の違いがある。

#### 〈史料⑯〉 講説小学校の概要

この記録は明治十一年のものである。講説小学校当時の生徒数は二百五十二名、その内男子が百七十四名、女子が七十八名、上等生は八級に男子九名のみである。女子は下等生中七級・八

級に集中し、上級になる程少くなり四級以上は一人も在籍していない。尚、裁縫科生徒は五級八名、六級十八名、七級六名、八級十名で計四十二名である。教員五名の内裁縫科専務の伊達なみが記されている。

以上、十年七月に県の仮教則が発布されるまでの間に、各校独自での教則をもつて裁縫科設置を試みた塩釜・黒澤・講説小学校について概説した。これらは女子教育の振興のために女子の就学促進策として裁縫科に積極的に取り組んだ事例である。このような設置の動きが、裁縫教育に対する県当局の積極的な関わりを促したことはいうまでもないことである。

#### 〈史料⑰〉 第三中学区深谷小学区の縫織科設立願

県の仮教則制定までの動きの中で更に注目されるのは、明治十年六月廿三日、中学区取締真田幸歎と区長志賀慶二の連名をもつて上申した、第三中学区深谷小学区の縫織科設立願である。設立の趣旨は、学区中の学齢女児の内、就学しない者が多く特に僻地の婦女子は文字を学ぶことも裁縫を習うこともないのが田家の通常である。今、僻地寒村まで小学校が設立されたのに乘じ、また第七大学区教育会議の「裁縫を教える方法」の議決に応じて学区内の毎校に女紅場を設け裁縫を教授したいというものである。その方法は、まず該区廣瀬小学区中に女紅場を新

築すべき協議がなされたが民力未だ到らないため、小学校の空

場を當繕して裁縫科を設置する。担当教員は該校助教の根本得

子を当て、これを模範として各校へ押し広めていけば女兒の入

校も日に日に促進されるであろうとの目算である。

「縫織科仮規則」をみると、課目は第八級から第一級、教授内容は裁縫の基本的知識と技術の習得から始まり、毛織・絹・縮緬まで含む実物の仕立方を計画的・段階的に配置している。

授業時間は毎日二時間とし、毎級六か月、試験の上昇級、全科卒業満四か年と定めている。裁縫生は満九年の女生徒をもつて八級生とするが特別優等の者、年齢規定外の生徒は規則によつて束縛しないものとしている。この裁縫内容や規則からみて、小学校における裁縫教育の範囲を超えて、授産を目的とする女紅場的な施設であつたようと思われる。しかし、これだけ周到に計画された規則・内容であつたが、十年八月に設置された廣済小学校の裁縫教育では十分に展開することができなかつたと推察される。

## 原 文 史 料

〔史料①〕 培根小学校に裁縫科設置

(明治九年「小学校関係綴」学務課)

(欄外) 「七十五」

参事印

廳下培根小学校ニ裁縫ノ科ヲ設ケ女兒十年以上ノ者ヲ擇ヒ正課ノ外裁縫ノ端緒ヲ教授致度教則相添訓導伺出申候裁縫ハ女子ノ不可欠モノニテ學制ニモ相出席候間御聞届可相成哉今回ノ義ハ試設置ノ事ニ候間文部省御同等ニ及間敷哉ト御指令案相同

書面伺之趣聞届候事

## 培根小学校へ裁縫仮教則ヲ設ケ度願書

女兒ノ教育ニ裁縫ノ科ヲ設クル適切ノ義ニ可有之尤學制第廿六章ニモ女兒小学ハ尋常小学教科ノ外ニ女兒ノ手藝ヲ教フルノ明文モ有之候ニ付依テ當校助教新妻瀧代ニ命シ各級ノ女生徒十歳已上ノ者ヲ擇ヒ正課ノ外薄力裁縫ノ端緒ヲ授ケシメ度候處右教則無之候テハ授業ノ手續差支候ニ付先以當校丈別冊ノ教則ヲ設ケ當分試ミ施行致度候間御詮議ノ上御指令被成下度奉願候以上明治九年六月 培根小学校三等訓導

学区取締

若生精一郎印

富田 協平印

区長学区取締兼務

氏家 次章印

宮城縣權令宮城時亮 殿

裁縫仮教則

一 木綿單衣ノ背脇縫方

第四級

一 木綿單衣總仕上<sub>ゲ</sub>

第三級

一 木綿衿並ニ木綿ノ縫ヒ法

第二級

一 木綿絮入并紬物ヲ縫ハシム

第一級

一 絹帛絮入ノ類并袴帶等縫ヒ方

以上

明治九年六月

培根小学校

- 一 習業ノ時間ハ一日二時間ト定メ正課時間ノ後ニ置クベシ但シ期月ハ生徒該藝ノ進否ニヨリテ伸縮有ルベシ
- 一 該科ヲ授クル必ズ滿十歳以上ノ者トス
- 一 課目中要處ヲ授クル必ズ懇切ニ口授スベシ
- 一 每級卒業ノ者ハ試験ヲ経テ昇級セシメ落第ノ者ハ原級ニ止ムルヲ法トス
- 一 教場ハ本来ノ教場ヲ用フ机並ニ椅子共別ニ教場ヲ設クルヲ要セズ

但シ他日盛大ニ在レハ教テ妨ナシ亦機並ニ椅子ヲ用フル西洋各國ノ風ニ倣フ

- 一 教師ハ當分當校助教新妻瀧代ヲ用フ給料ハ受業料ノ内ヨリ一圓ヲ增加ス
- 一 器械鍼具ハ生徒各携フ者トシ豫テ具ヘ設クルヲ要セズ

史料② 培根小学校の裁縫教師雇伺

(明治十年「教員進退上申綴」学務課)

- 一 第二中学区培根小学校助教申付候事
- 一 但裁縫教授専勤申付候事

課 目

第六級

- 一 鍼ハコビ 解キ物

第五級

培根小学校裁縫教師雇伺

第二十大区八小区木町通  
二十五番字校地居住

士族勝之助父屬居  
培根小学校生徒係兼世話掛

伊庭昌実妻

(欄外) 「百五十」

伊庭いさ

權令印

教員御辭令案伺

右同人當校裁縫教師ニ雇入申候去年六月中伺之上正課時間之後

ニ於テ女兒裁縫教則ヲ設ケ助教新妻たきよヲ以為御扱置候處同

人義ハ本科授業相兼候ニ付授業專心難致當三月以來ハ右伊庭い

さヲシテ教授為致相試候處生徒之手藝モ逐日進歩當々ニ至リ一

通之單衣仕物候輩モ出來教授振モ相應行届候者ニ付如此御届候

給料之儀ハ當分本科受業料之内ヨリ月々金五拾錢外ニ裁縫生徒

ヨリ志次第多少之受業料其之外之分ヲ足加支給仕候右御聞置被成下度此段上申仕候也

同校三等訓導

明治十年六月廿日  
若生精一郎印

学区取締

富田 協平印

宮城縣權令宮城時亮 殿

右ハ培根小学校準助教裁縫專勤ニ被成下  
月給壹圓五拾錢被下置度候  
右之通御採用被成下度候當今生徒增加授業行届兼候等別紙之通  
兩学校（時習小学校省略）ヨリ申出候間相副此段上申仕候以上

学区取締

明治十一年四月二日  
富田 協平印

区長

〈史料紹介〉明治初期、宮城県の学事関係文書による女子教育と裁縫科の設置（高野）

史料③ 培根小学校の裁縫教員辞令伺

（明治十一年「教員進退綴」学務課）

宮城縣士族  
誠一姉

白極りやう

培根小学校准助教裁縫科專勤申付候事

但月給金壹円五拾錢被下候

教員人撰

同七小区木町未無  
士族誠一姉

白極りやう

三十三年六月

## 氏家 次章印

培根小学校 第七大学区第二中学校区  
宮城郡仙臺木町通

宮城縣權令宮城時亮 殿

開校明治六年七月廿四日

一生徒五百四十九名 内男三百七十一名  
女百七十八名

培根小学校教員二名被附下度願

士族誠一姉  
第二大区七小区木町未無

白極りやう

三十三年六月

右ハ去年十月以来該校費ヲ以仙台師範学校裁縫教師朴澤三代

治へ隨從同科傳習引讀該校教授手傳隨居候者二候

(前略)右之内後一名ハ裁縫科助教ニ被附候度奉願候同科生徒是

亦追々人數增當時六十餘名ニ相成ニタ組ヲ増シ都合三組ニ分割

在來之助教一名者ハ教授行届兼候ニ付如此奉願候右被附下度此

も尚一ト組ノ教員不足之分ハ當分當生手傳ヲ以間ニ合候様可仕

下伺何分之御詮議ヲ以尋伺右兩名(丹野一名省略)被附下度此

段奉願候也

培根小学校三等訓導

若生精一郎印

明治十一年三月

〈史料④〉 培根小学校の概要

(明治十一年「官省上申綴」学務課)

同同

同四等權訓導  
金五円  
五等權訓導  
金四円

佐藤郁二郎

同金六円  
三等權訓導  
金八円

横尾喜民治

丹野 景貞

同同

別所巳七郎

上田弥三郎

同金六円  
三等權訓導  
金八円

佐藤時彦

矢野 成文

同金十円  
五等權訓導  
金十六円

一教員

五級十三人 六級十五人

七級二十六人

八級十五人

一裁縫科生徒 六十九人

五級十三人

六級十五人

七級四人

八級六人

六級四人

八級八人

七級四人

九級九人

一上等生 六級男十人

二級女二人

一下等生 一級男十八人

二級女一人

一級生徒五百四十九名 内男三百七十一名  
女百七十八名

同

鈴木 緝助

助教 七人内 裁縫専務一人 月給金二円ツツ

準助教二人内 裁縫専務一人 同 金壱円五十錢ツツ

一生徒掛兼世話掛 伊庭 昌言

一学区取締 小田原山本丁 富田 協平

一資金八百三拾八円四錢七厘

一一ヶ月経費百十六円

一受業料金拾七円

一仙臺ノ内七小学区ニ分畫シ第四小学区ノ為ニ設ク

一戸數千六百二十一戸

一人口七千四百三十四人

一通学里程ノ遠キハ凡二十二丁

一教場十五

培根小学校三等訓導

明治十一年九月十八日

若生精一郎印

学区取締

宮城縣令松平正直 殿

富田 協平印

〈史料⑤〉 培根小学校の変則裁縫科上申

(明治十二年「雜記綴」学務課)

方今教育ノ盛ナルヤ概不就学ノ児ナシト雖ドモ貧家糊口ニ  
困シム幼若ノ女子ノ如キハ惟学ニ就ク能ハザルノミナラス他

〈史料⑥〉 琢玉小学校に裁縫科設置

(明治十年「官省上申綴」学務課)

琢玉小学校ニ而昨九年八月より裁縫科相立置候處追々生徒多  
数ニ相成教授方法も稍其當を得考派之学科を相為候ニ付自今  
官令を以該科設立被成下候様仕度奉存候仮教則別冊之通学制  
仕候間尚御詮議被成下早速御指揮相成度此条上請仕候也

琢玉小学校訓導

第五級

十年六月廿八日

矢吹 薫印

一洗張

一補綴

学区取締 富田 協平印

第四級

宮城縣權令宮城時亮 殿

一袴

一木綿羽織 一夜具

第五級

裁縫科仮教則

一絹紬羽織 一男女帶

第三級

一裁縫科ハ正科女生徒滿十歳以上ノ者ヲシテ此ニ入ラシムル

一小物

第二級

一科目ヲ分テ八級トシ每級六箇月間ノ修業ト定メ四年ニシム

一木綿羽織

一絹紬絮入

一卒業セシムル者トス

一帷子

第一級

一修業ハ一日二時間ト定メ午後二時三十分ヨリ四時三十分ニ

一木綿物

一絹紬絮入

一至ル

一卷物男女帶

科 目

第八級

一素縫 一直線縫

第七級

一單物 一木綿小兜帶

第六級

一木綿衿 一木綿袴入

「史料⑦」 裁縫科仮教則認可及布達

(明治十年「官省上申綴」學務課)

(欄外朱書) 「官省上申済七月三日達」「第十一」

權令印

小学校女生徒へ裁縫教授之義新タ之事ニテ規則整備不致候ニ付

是迄ハ本課外ニ致置候處弥盛大ニ向候間設科設立致度旨琢玉小

学校より届出申候教則之義ニ候間一応文部省に稟議之上相定メ

可然哉案取調相伺候

右之通毎校無遺漏可相達候也

明治十年七月

宮城県権令宮城時亮 殿

(朱書)「甲第弐百七十四号」

小学校裁縫科取設之義ニ付伺

当県尋常小学校女生徒へ裁縫科ヲ取設ケ教授致度別紙之通仮教  
則取調候處一応御指揮ヲ得挙行仕度此段相伺候尤毎校一時ニ取  
設候義ハ出来兼候ニ付繁盛之場所ヨリ漸ヲ以取設ケ申度且科目  
中実際ニ涉リ不便宜之義も有之候ハハ改正致候見込ニ付以仮教  
則ヲ設申候間此段も上申候也

宮城県権令宮城時亮 殿

明治十年七月

#### 裁縫科仮教則

一裁縫科ハ正科女生徒満十歳以上ノ者ヲシテ此ニ入ラシムルヲ  
法トス

一科目ヲ分テ八級トシ每級六月間ノ修業ト定メ四年ニシテ卒業  
セシムル者トス

一毎級ノ終リ試験ヲ経テ昇級セシムヘシ  
一修業ハ一日二時間ト定メ午後二時三十分ヨリ四時三十分ニ至  
ル

#### 科 目

第八級

一素縫

第七級

一直線縫

一単物

第六級

一木綿小兒帶

小学校ニヨイテ裁縫科取設候仮教則別紙ノ通相定候條既ニ取設

候分トモ右ニ照準可致候且右教授ヲ本課時間へ組入又ハ地方適  
宜ヲ以変更致度者ハ伺ヲ経可取計候尤新ニ裁縫科ノ取設候分ハ

教員並ニ経費等ノ義伺ノ上着手候義ト可相心得候

一洗張

第五級

一木綿絮入

一補綴

第四級

一木綿羽織 一夜具

第三級

一絹紬羽織 一男女帯

第二級

一絹紬衿 一絹紬綿入

第一級

一巻物類衿 一巻物類絮入

一巻物類女帯

〈史料⑧〉 琥珀小学校の裁縫教員辞令伺

(明治十年「教員進退上申綴」学務課)

(欄外)「二百六十五」

大書記官印

御辞令相伺

第二中学校区琥珀小学校  
助教補

甲田みとり

助教申付候事

但裁縫科教授専務今迄之通

宮城縣権命宮城時亮 殿

宮城県士族  
勝長之長女

大石こしほ

第一中学区琥珀小学校助教補申付候事

但裁縫科教授専務申被下候事

八月二十一日

琥珀小学校助教補  
裁縫科專勤

甲田みとり

士族勝長之長女

大石こしほ

二十五年一ヶ月

右琥珀小学校裁縫科助教朴澤已代治仙臺師範學校本務被申付候  
ニ付甲田みとり儀助教被申付右添助教補大石こしほ<sup>江</sup>被申付度  
尚御詮議之上早速拝命相成候様被成下度此条上請仕候也

琥珀小学校訓導

十年八月廿一日

矢吹 薫印

学区取締

富田協平印

区長代理戸長

守屋成憲印

(欄外) 「四百二十一」

大書記官印

御辞令案伺

裁縫科專勤助教補

十年十二月六日

矢吹薰印

琢玉小学校訓等

大石こしほ

助教申付候事

宮城縣士族  
清之姉

小梨はま

第二中学区琢玉小学校助教補申付候事

但裁縫教授專勤申付候

明治十年十二月六日

〈史料⑨〉 琢玉小学校の概要

(明治十一年「官省上申綴」学務課)

琢玉小学校  
第七大学区第二中学区第七小学区  
宮城郡仙臺立町

開校明治六年七月七日

一生徒三百七十名 内男一百九十六人  
女一百七十四人

一上等生 八級男六人

一下等生 二級男十人  
女四人

五級男十八人  
女十一人

六級男二十人  
女十一人

七級男二十五人  
女二十五人

八級男七十七人  
女七十七人

大石こしほ

裁縫科專勤助教補

右助教被申付度候事

第二大区六小区百駿町十九番地  
同校生徒士族清之姉

大石こしほ

小梨はま

十三年八月  
一裁縫科生徒 四十一人

四級八人 五級五人

六級八人 七級八人

八級十三人

右助教補裁縫科專勤被申付度候事

琢玉小学校裁縫科教員朴澤已代治甲田みとり仙台師範学校より  
兼務ニ而隔日交番致し居候處該校教授行届兼隔日出頭致し難き

〔史料紹介〕明治初期、宮城県の学事関係文書にみる女子教育と裁縫科の設置（高野）

教員

校長  
師範学校教師兼

矢吹  
薰

一世話掛

宮本源右衛門

三等訓導  
月給金十六円

松岡 太應

一学区取締

富田 協平

五等訓導  
金十円

西大條 規

裁縫豫科差置度伺

一等訓導  
金八円

岩淵仙之助

塩釜小学校に裁縫豫科設置

三等訓導  
金六円

木村定之助

(明治十年「願伺指令綴」学務課)

二名裁縫専務  
金四円

芦立三十郎

但シ裁縫教員ノ儀ハ女学生授業料ト教員一統ヨリ益加ヘ一ケ

助教 七人内  
一名裁縫専務  
月給金壹円五十錢ツツ

新山 定慶

武内 繁晴

天野 右門

準助教二人  
月給金壹円五十錢ツツ

浦口茂太郎

高橋 栄次

石井 直武

松岡 戯郎

助教補一人  
月給金壹円五十錢ツツ

裁縫専務

朴沢三代治

甲田みとり

大石こしほ

小梨 はま

四等訓導

明治十年四月九日

学区取締

田邊 希臣

裁縫授業規則

八級 七級 六級 五級

素縫針運 単衣仕立 補仕立 編入仕立

四級 三級 二級 一級

羽織仕立 洗張仕立 緞物等 捩仕立

吉川タイ女

當十六年

右学歳超過候ニ付裁縫専門ニ入学奉願候御校則可令確守候也

明治十一年九月 吉川千吉印

塩釜小学校 御中

証人

〔史料⑪〕 塩釜小学校変則裁縫入校願

(明治十一年「願伺指令綴」学務課)

変則裁縫入校願

宮城縣第二大大区十二小区塩釜村  
四百五十八番地佐藤嘉七三女

阿部キメ女

当十三年六ヶ月

宮城縣第二大大区十二小区塩釜村  
七十七番地阿部桂之助三女

変則裁縫入校願

宮城縣第二大大区十二小区塩釜村  
四百五十八番地佐藤嘉七三女

佐藤マサ女

當十三年十月

右学歳超過候ニ付裁縫専門ニ入校奉願候御校則之儀ハ可令確守候也

右学歳超過候ニ付裁縫専門ニ入校奉願候御校則之儀ハ可令確守候也

証人

明治十一年十一月十八日 阿部桂之助印

証人

変則裁縫入校願

宮城縣第二大大区十二小区塩釜村  
八十一番地浅野リツ女長孫

浅野キク女

明治十一年九月 佐藤嘉七印

塩釜小学校 御中

変則裁縫入校願

〔史料紹介〕明治初期、宮城県の学事関係文書にみる女子教育と裁縫科の設置（高野）

当十一年三ヶ月

米沢文治

右学歳超過候ニ付裁縫専門入校奉願候御校則之儀ハ可令確守候也

准助教 小池源次郎  
裁縫科専務 橋本みよし

証人

明治十一年十一月廿日 浅野リツ女印

一世話掛

一学区取締

前同

大宮施次

〈史料⑫〉 塩釜小学校の概要

(明治十一年「官省上申綴」学務課)

### 塩釜小学校

一生徒百九十一名 男百五十六名  
女三十五名

下等生

一級男十八名

二級男六名

四級男十二名

五級男二十四名

六級男十四名

七級男十一名

八級男七十五名

九級女二十五名

一教員

一等權訓導 橋本清賢  
二等權訓導 鎌田孝次郎

助教

置原茂吉  
鈴木養八

明治十年四月廿八日

戸長

横田 磨印

三等訓導 木村可行印

村坂

小濱利武印

〈史料⑬〉 黒澤小学校に裁縫豫科設置

(明治十年「教員進退上申綴」学務課)

### 第四中学区第五十四黒澤小学校助教補拌命奉願書

第三大区小十三区黒澤村五十六番地  
黒澤小学校世話掛士族高義妻

錦戸ヨネ寿印

当明治十年四月  
二十三年八ヶ月

當校生徒百名余之内女児拾五名有之教授餘間裁縫之科ヲ設ケ教授為仕度御差支無之候ハハ右ヨネズ助教補ニ被命候様仕度同人義者兼而行状モ正シク相應之人柄ニ候間早速御詮議被成下度此段上申仕候以上

中学区取締 伊藤文吾印

区長 境野明寛印

宮城縣權令宮城時亮 殿

裁縫豫科教授手續

八級 七級  
一 素縫針運

六級 五級  
一 補仕立

四級 三級  
一 編入仕立

二級 一級  
一 羽織仕立

一級 一級  
一 繻物等

一級 一級  
一 椅仕立

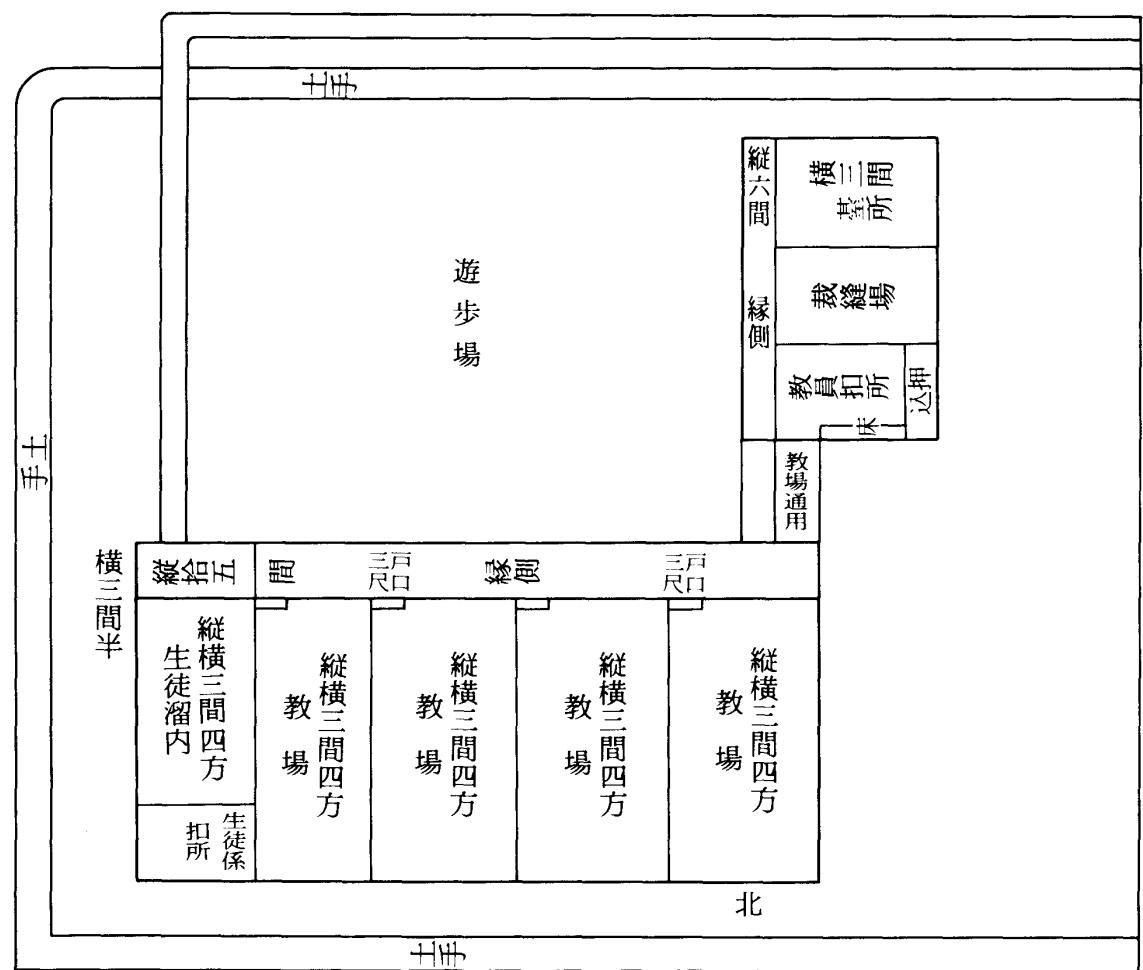
教授時間

一 小學課業時間後二時間ト定候

一 教員給料ハ授業料ヨリ相渡候

以上

明治十年五月 黒澤小学校



〈史料紹介〉明治初期、宮城県の学事関係文書にみる女子教育と裁縫科の設置（高野）

史料(14) 黒澤小学校の新築願

(明治十年「願伺指令綴」学務課)

第四中学区諄誘小学校

第四中学区第五十四黒澤小学校新築願  
第三大区小十三区加美郡黒澤小学校同村西福寺江坂二設置候処  
別紙廉縛圖面之地所学区内中央ニテ最寄モ宜場所ニ在之教員共  
ヘモ協議之上学区内有志金ヲ以同村山崎吉右衛門荒畠借受新築

仕度奉願候費用ハ概略金武百五拾円程相掛候積ニ候得共多少之  
増減モ可在之候間悉替落成之上明細取調上申可仕候早速御詮議  
御聞済御指令被成下度私共連署ヲ以此段奉願候以上

裁縫科取設候ニ付課業表取調差出候處當分取調之通ヲ以教授不

苦候全試之義ハ文部省稟議中ニ候間追而相達候義可尽之候為心  
得候此段相奉候也

明治十年七月 宮城縣権令  
七月十二日

裁縫課助教補人撰上申書

第三大区十小区玉造郡  
岩出山村農

伊達波那

四十五年一月

諄誘小学校裁縫課相設正科教授之後ニ女学生教授為仕度御差支  
無之候ハバ右波那助教補ニ被命候様御詮議被成下度別紙裁縫教  
則表相副此段上申仕候以上

諄誘小学校在勤  
二等權訓導

阿部孫四郎印

諄誘小学校在勤  
四等權訓導

伊藤祐印

戸長

倉辻造印

中学区取締

伊藤文吾印

区長

境野明寛印

宮城縣権令宮城時亮 殿

〔史料⑯〕 謄誘小学校に裁縫科設置

(明治十年「教員進退上申綴」学務課)

宮城縣権令宮城時亮 殿

裁縫課業表

明治十年七月六日

諄誘小学校

一科目ヲ六級ニ分チ毎級四箇月間ノ習業トス  
但生徒手業ノ進否ニヨリテ伸縮アルヘシ

一習業時間ハ一日二時間トス

但正課教授時間ノ後ニ於テス

一毎級卒業ノ者ハ試験ヲ歷テ昇級セシメ落第ノモノハ仍未其級

ニ止マルヲ法トス

課目

一鍼ハコヒ解キモノ

○第六級

一木綿單衣ノ背及腋縫<sup>マツ</sup>ヒ方

○第五級

一木綿單衣總仕上ヶ

○第三級

一木綿袷綿入レノ縫ヒ方及ヒ衣服ノ裁チ方

○第二級

一絹袖ノ袷綿入及ヒ其他羽織袴ノ裁チ縫ヒ

○第一級

一絹袖及ヒ几卷物類ノ衣服帶等ノ裁チ縫ヒ及ヒ比翼仕立ニ至ル

以上

一世話掛

裁縫科専務 伊達なみ

小原保臣

諄誘小学校の概要  
(明治十一年「官省上申綴」学務課)

（史料⑯）諄誘小学校の概要  
(明治十一年「官省上申綴」学務課)

諄誘小学校

一生徒式百五十二名

男百七十四名  
女七十八名

上等生

八級

男九名

下等生

二級

男一名

三級

男二十一名

四級

男四名

五級

女二十六名

六級

男三十二名

七級

男二十九名  
女十三名

八級

男六十七名  
女五十七名

裁縫科

五級八名

六級十八名

七級六名

八級十名

一教員

四等訓導

伊藤祐

三等權訓導

阿部孫四郎

准助教

芳賀昌治

（史料紹介）明治初期、宮城県の学事関係文書にみる女子教育と裁縫科の設置（高野）

一学区取締 前 同

〈史料⑯〉 第三中学区深谷小学区の縫織科設立願

(明治十年「願伺指令綴」学務課)

者ハ女児ト雖トモ学齡ノ者日二日ニ入校ノ見込候際仮ニ相立候  
教則書相副奉上申候条届御異儀候ハハ至急御聞届被成下度者也

明治十年六月廿三日

真田幸歎  
中学区取締

区長

志賀慶二(印)

宮城縣權令宮城時亮 殿

### 縫織設立願

第三中学深谷小学区中学齡ノ学ニ就カサル寡トセス女児者最多

キニ居ル僻地ノ頑愚學問ノ何物タルヲ了覚セス婦女子ノ如キハ

曾テ文字ヲ学ハシムル者ナク甚シキハ品行ニ害アルヲ云ヒ真ニ

無用ノ物ナリト云ニ至ル紡縫ト雖ドモ学ハシメス長ジテ父夫ノ

衣服ヲ裁縫スル克ハス他人ニ嘱托シテ耻<sup>マ</sup>ル色ナシ是田家ノ通常

ナリ僻地寒村迄小学ノ教至ラサルナシ此期會ニ乘シテ女児ノ教

方ヲ設ケスンハ玉疵ノ患ト言ハサルヲ得ス已ニ第七大学区教育

會議ニ女児十歳以上必裁縫ヲ教ユル方法五条ノ議決アリ故ニ私

擔当学区内毎校女教場ヲ設ケ裁縫ヲ教ヘシメ其父母ニ小学ノ實

学タル女子モ学ハサレハ能ハサルヲ親ク見聞セシメ感激奮發ノ

會議ニ女児十歳以上必裁縫ヲ教ユル方法五条ノ議決アリ故ニ私

擔当学区内毎校女教場ヲ設ケ裁縫ヲ教ヘシメ其父母ニ小学ノ實

学タル女子モ学ハサレハ能ハサルヲ親ク見聞セシメ感激奮發ノ

心ヲ生セシメ度巡回ノ都度々々里老有志ヘ説諭候処四十四廣測

### 第八級

#### 裁織科假規則

### 第六級

針ノ種類名目及ヒ持チ方運逾万等ヲ教ヘ次ニ鉄ノ扱ヒ方縫絲  
ノ区別古ル着ノ解キ方等ヲ授ケ兼テ些少ノ物品ヲ縫ハシム

### 第七級

衣服ノ種類名目及ヒ疊<sup>ミ</sup>方<sup>羽織袴ヲ除ク</sup>教ヘ次ニ蒲團及单服ノ背筋

両腋等ヲ縫ハシメ兼テ針留ノ仕方仕付ケ掛方等ヲ授ク

### 第五級

綿服衿衽ノ附方及ヒ袖袂等ノ縫方ヲ教ヘ兼テ木綿糸ノ紡キ方

ヲ授ク

羽織袴ノ疊方及ヒ袖口裳尾ノ縫方ヲ教ヘ次ニ綿服衿衣ノ合セ  
方續衣ノ綿ノ入レ方等ヲ授ク

第四級

男女木綿帯ノ合縫方及ヒ羽織衣着袴等ノ仕立方足袋股服袴ノ

裁方ヲ授ク

第三級

苧麻ノ績ミ方絹布単服ノ仕立方及ヒ足袋股服袴ノ縫方ヲ授ク

第二級

廣幅布毛織物絹縮緬等ノ裁縫スヘキ通常一切ノ針功ヲ終ヘシ

ム

第一級

生糸ノ取方及真綿ノ掛け方糸ノ抽キ方及ヒ木綿機ノ仕掛ト縫

方等ヲ授ク

○  
絹機綾織袋仕立式服器械縫等ハ上等ノ学科ニ譲リ爰ニ除ク  
特別優等ノ者及ヒ年齢定規外ノ生徒ハ固ヨリ規則ヲ以テ束縛ス  
ヘカラス教師ノ意ニ任スト雖ドモ概略其標準ヲ立ル左ノ如シ

第一章

受業時間毎日二時間トス即チ午後第三時ニ始メ五時ニ終ル

第二章

休暇日曜日ヲ以テス

第三章

満九年ノ女生徒ヲ以テ第八級生トス  
第四章  
每級卒業満六ヶ月試験ノ上昇級セシム

第五章

全科卒業満四ヶ年トス

全科試験卒業ノ後上等ニ昇級セシム

〈付記〉

本調査研究にあたつては、宮城県立図書館の郷土資料室の皆様に、手厚いお世話をいただきました。特記して感謝の意を表します。

(本学助教授)